

Safe AI Family サービス約款

第1条（本約款、サービス仕様書の適用）

1. 株式会社ソフトクリエイト（以下「当社」とします）は、「Safe AI Family（Safe AI Gateway、Safe AI Bot、およびこれらのシステムに付帯し提供されるサービス全てを含みます）」のサービス約款（以下「本約款」とします）および第4条で定義する「サービス仕様書」を定め、これに基づきサービス（第4条の定義によるものとし、以下「当サービス」といいます）を提供します。
2. 本約款およびサービス仕様書は、当サービスを利用する契約者（第4条の定義によります）と、当社との間において、当サービスの利用に関する一切の関係に対して適用され、当社が提供する当サービスの利用を目的とする契約の内容およびその申込み方法その他の契約条件について定めるものです。
3. 契約者は当サービスの利用の申込み前に必ず本約款およびサービス仕様書の内容を確認し、利用の申し込みを行う場合には、本約款およびサービス仕様書の内容について承諾したものとみなします。
4. 本約款と当サービスの個別の利用契約（以下「利用契約」とします）で定めた内容が異なるときは、利用契約で定めた内容が本約款に優先して適用されるものとします。

第2条（本約款の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の同意を得ることなく、本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本約款の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本約款を変更する場合には、変更の内容および効力発生日を契約者に通知します。前項第2号に基づいて本約款を変更する場合には、当該通知は変更の効力発生日の2週間前までに行います。
3. 第1項に定める場合のほか、当社は、契約者の個別の同意を得ることにより、いつでも本約款を変更することができます。

第3条（通知）

1. 当社からの通知は、本約款および利用契約に定めのない限り、通知内容を書面の発送、電子メールの送信または当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の規定に基づき、当社からの通知を書面の発送、電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、それぞれ書面の発信、電子メールの送信または

ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第4条（用語の定義）

1. 本約款における用語の定義は次の通りとします。
 - (1) 「当サービス」とは、当社が提供するSafe AI Gateway、Safe AI Bot、およびこれらのシステムに付帯し提供されるサービス全てを含む各サービスおよびオプションサービスをいいます。
 - (2) 「申込者」とは、当社に対し、利用契約の申込みをする者をいいます。
 - (3) 「契約者」とは、当社が前号の当サービスへの申込を承諾し、当社の顧客となった者をいいます。
 - (4) 「サービス仕様書」とは、当サービスの内容、当サービスの提供を受けるために必要なシステムの条件、その他詳細について、別途当社が定める当サービスに関する仕様書をいいます。

第5条（当サービスの内容）

1. 当サービスの内容、当サービスの提供を受けるために必要なシステムの条件、その他詳細については、サービス仕様書により、契約者に提示されるものとし、契約者は当該仕様書に従い当サービスを利用するものとします。
2. 当サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。日本国外において利用する際のいかなる問題においても当社は一切責任を負わないものとします。

第6条（当サービスの提供の停止）

1. 当社は、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 当サービスに関するシステムの点検または保守作業を定期的または緊急に行う場合
 - (2) 当サービスに関するシステムの障害、当サービスまたは連携サービス等のトラブルおよびサービス提供の停止、その他等サービスの提供に必要な設備の障害等により当サービスの提供が困難となった場合
 - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (4) 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、当サービスの提供が困難となった場合
 - (5) その他、当サービスを提供することが困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、事前の計画に基づいて当サービスの提供を停止する場合には、緊急を要するときを除き、事前にその旨を契約者に通知するものとします。
3. 当社は、前項に基づく当サービスの停止により、契約者または第三者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第7条（当サービスの変更、追加または廃止）

1. 当社は、当社が必要と認めたときに、当サービスの全部若しくは一部をいつでも変更、追加または廃止（以下本条において「変更等」といいます。）することができるものとします。

2. 当社は、当サービスに関する重要な変更等を行う場合、事前に変更等の内容について契約者に通知するものとします。重要な変更等が契約者にとって著しく不利益な内容である場合、当社は契約者に対して、当社所定の期間に申し入れることにより利用契約を解約する機会を与えるものとします。
3. 当社は、本条に基づく当サービスの変更等により、契約者または第三者に生じた損害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第8条（利用契約の締結）

1. 当サービスの利用契約は、申込者が本約款の内容に同意して利用の申込み（当社WEBサイトからの申込み）を行い、かつ、当社が当該申込みに対して承諾をすることによって締結されます。
2. 当社は、前項の申込みを受けた場合、原則として当サービスの利用を承諾し、その旨を申込者に対し当社が定めた通知手段を用いて通知することとします。ただし、当社は、申込みが以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断した場合は、申込みを承諾しないことができます。また、当社は、申込みを拒絶した理由を開示する義務を負わないものとします。
 - (1) 申込が当社所定の方法によらずに行われた場合
 - (2) 申込情報の全部または一部につき、虚偽、誤記または記載漏れがあった場合
 - (3) 申込者が反社会的勢力である場合
 - (4) 申込者が本約款に違反するおそれがある場合
 - (5) 申込者が過去に本約款に違反した者またはその関係者である場合
 - (6) 申込者が当サービスと同種または類似するサービスを提供している場合または将来提供する予定である場合
 - (7) その他当社が申込を承諾することが適当でないと判断した場合
3. 契約者は、利用契約が成立し、当サービスの提供が開始された後は当サービスの利用の有無にかかわらず、当サービス利用料金の支払い義務を負うものとします。
4. 当社は、申込者に対して、当社所定の期間、無償で当サービスを試用（以下「無償試用」といいます。）した上で、改めて利用契約を申し込むよう求めることがあります。この場合に申込者は、利用契約の申込みに先立ち、無償試用を行い、当社所定の期間内に、当サービスの利用の可否を判断するものとします。なお、無償試用後に利用契約を申し込む場合でも、無償試用における設定内容やご利用履歴等については、利用契約に引き継がれません。
5. 前項の無償試用に係る契約内容は、本約款が準用されます。ただし、当社は、本約款において当社が契約者に対して保障する内容について、無償試用に関しては、一切保障しません。申込者は、全て自己の責任において無償試用を行うものとします。
6. 当社は、当社所定の無償試用の期間内といえども、その理由を問わずいつでも無償試用を終了させることができるものとし、申込者は、これに対して異議を述べないものとします。また、その理由を問わず無償試用が終了した場合、以降申込者は無償試用を行うことができなくなります。

第9条（サービスの利用期間）

1. 契約者は、前条に規定する利用契約の締結後、当社から契約者へ通知する当サービスの利用開始可能日（以下「サービス利用開始日」とします）から当サービスを利用することができます。

2. 当サービスの最低利用期間は、利用契約に定めがない限り、サービス利用開始日から1ヶ月とします。最低利用期間内に、サービス利用を終了する場合においても、契約者は、最低利用期間の終了日までの契約金額の全額を支払うものとし、残余の期間に対応する契約金額を含めた未払い金額、その消費税額を一括して当社に支払うものとします。
3. 前項において、サービス利用開始日が月の途中の場合は、サービス利用開始日から1ヶ月が経過する日の属する月の末日までを最低利用期間とします。
4. 利用期間は、利用契約に定めがない限り、最低利用期間終了後は1ヶ月毎に自動更新されるものとします。

第10条（契約者によるサービス内容の変更）

1. 契約者は当サービス内容の変更を希望する場合、当社が別に定める申込書に必要事項を記入して当社に提出（当社WEBサイト経由）することで、契約者が利用する当サービスの追加、変更を申し込むことができます。
2. 変更申込に係る方法、承諾、拒絶および利用期間については、第8条（利用契約の締結）から第9条（サービスの利用期間）の定めに準じます。
3. 契約者は、当サービスの内容によっては変更ができない場合があることを承諾するものとします。

第11条（契約者によるサービス利用の終了）

1. 契約者は当サービスの利用終了を希望する場合、希望日の1ヶ月以上前までに当社が別に定める申込書に必要事項を記入して当社に提出（当社WEBサイト経由）することで、第9条（サービスの利用期間）に定めるサービス利用期間の自動更新を終了させることができます。
2. 前項において、申込書が当社に到達した日からサービス利用終了日までの期間が1ヶ月に満たない場合は、当該申込書の到達日の翌月末日をサービス利用終了日とします。
3. 前二項において、契約者は、サービス利用終了日までの当サービスの対価を一括で支払うことで、サービス利用終了日を待たず、サービスの利用を終了することができるものとします。

第12条（利用契約終了時の処理）

1. 当社は、利用契約が終了した場合、サーバー内のデータ等の全部または一部を当社の判断で削除できるものとします。これにより契約者に生じる一切（損害賠償を含むが、これに限らない）に対して、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第13条（契約金額）

1. 利用契約に基づく当サービス利用の対価（以下「契約金額」とします）は以下の項目からなります。
 - (1) 契約者が利用契約に基づく当サービスの提供の準備費用として支払う費用（以下「初期費用」とします）
 - (2) 契約者が利用契約に基づく当サービスの利用料金として支払う費用（以下「利用料金」とします）
2. 前項に定める契約金額は利用契約で別途定めるものとします。

3. 当サービスは、契約者の利用開始日がある月の途中である場合も、当該月の契約金額が全額発生いたします。また、契約者は、月の途中で当サービスの利用の終了（中途解約等の解除による場合を含みます）に至った場合でも、当該月の契約金額を全額支払うものとし、利用実績に応じた日割り計算は実施されないことを合意するものとします。
4. 契約者は、利用契約の終了の理由の如何を問わず、支払い済みの契約金額の返還を受けることはできません。
5. 契約者の責に帰すべき事由に基づき、当サービスの利用開始日前に利用契約が終了した場合には、契約者は初期費用、最低利用期間の終了日までの契約金額の全額および当社に発生した実費その他費用を支払うものとします。
6. 第10条（契約者によるサービス内容の変更）に掲げる当サービスの契約内容の変更によって契約金額が変動する場合は、契約者が当サービスの契約内容の変更を依頼した申込書を当社が承諾し、変更後の内容のサービスを開始した月より、契約内容の変更に伴い変動後の契約金額が適用されます。

第14条（契約金額の支払）

1. 契約者は、前条に定める契約金額を当社の規定する方法で当社の指定日までに支払うものとします。
2. 当社が当サービスに対し、第6条（当サービスの提供の停止）に基づく提供の停止を行った場合における当該停止期間は、サービス提供があったものとして、当該停止期間に対応する契約金額が発生します。
3. 当サービスの利用およびその契約金額の支払いに際して生じる公租公課等、銀行振込手数料および料金の支払いに際して生じるその他の費用については、契約者がこれを負担するものとします。

第15条（契約金額の改定）

1. 経済情勢の変化等、当社がやむを得ないと判断した場合、3ヶ月前までに当社が契約者に通知することにより、当社は契約者の承諾を得ることなく契約金額を改定できるものとします。
2. 改定後の契約金額は、当社が適切と判断する方法（ウェブサイト上での表示、契約者に対する電子メールでの通知等の方法を含みますが、これに限定されません。）で契約者に通知します。
3. 契約金額の改定は、第9条（サービスの利用期間）に定める利用期間の更新後から適用されるものとし、利用期間の更新をもって契約者は改定内容に同意したものとみなします。

第16条（遅延損害金）

1. 契約者の支払いが支払期日の翌日から起算して10日以上遅延した場合は、当社は契約者に対して、支払期日の翌日から完済日までの日数に対して未払料金に年14.6%の割合で算出される遅延損害金を請求できるものとします。

第17条（機密保持）

1. 当社および契約者は、相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨の表示を明記し、もしくは口頭または視覚による開示の場合は、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、30日以内の書面により当該範囲を特定した情報を、機密保持義務の対

象とします。

2. 前項の機密保持の対象事項において、当社および契約者は本条に定める各項を遵守し、これを機密に保持するものとします。また、利用契約の目的の範囲を超えての使用を禁止します。
3. 次の各号に掲げる情報は機密情報に該当しないものとします。
 - (1) 相手方から開示される前に既に保有していた情報
 - (2) 相手方から開示以前に公知であった情報および開示後に公知となった情報
 - (3) 相手方から開示以後に機密保持義務に違反しない第三者から正当に取得した情報
4. 当社および契約者は、第一項の規定にもかかわらず、政府機関、裁判所等から法令に基づき開示を要求された場合、相手方に対し、法律上認められる最小限の範囲内で相手方の秘密情報をこれらの者に開示することを事前に通知し、秘密情報開示の差止命令または秘密情報の公開防止に必要な手続きをとる機会を与えた上で、これらの者に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。
5. 当社および契約者は、相互間の機密情報の開示が、相手方または第三者に対する商標権、特許権、著作権その他の知的財産権の実施の許諾または譲渡等を意味するものではないことを確認し、合意します。
6. 当社および契約者は、個人情報を取扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとします。
7. 契約者が当サービス上で登録する個人情報は、契約者が唯一かつ排他的にコントロールをするものであるため、当社は当該個人情報に対して「個人情報の保護に関する法律」に基づく責任を負いません。
8. 当社および契約者は、相手方が承諾した第三者以外の者に、当サービスに係わる機密情報を開示してはなりません。
9. 契約者は、当サービスと同様または類似したサービスの企画、運営その他の実施をすることができないものとします。
10. 本条の効力は利用契約の成立日から発生するものとし、利用契約の終了後も存続するものとします。

第18条（第三者への業務委託）

1. 当社は、当サービスを提供するために必要と判断した第三者に当サービスの業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者はそれを認めるものとします。
2. 前項の場合において、当社は、当該再委託先に対し、第17条（機密保持）に規定する義務と同等の義務を負わせることを条件に、契約者の承諾なく機密情報を開示できるものとします。

第19条（ユーザアカウントおよびパスワードの管理、当サービスの利用者に関する責任）

1. 契約者は当サービスにて提供されるユーザアカウントおよびパスワードを善良な管理者の注意をもって管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないようにするものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。
2. 契約者は、ユーザアカウントおよびパスワードが第三者によって不正に使用されたことが判明した

場合には、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

3. 当社は、ユーザアカウントおよびパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。ただし、ユーザアカウントおよびパスワードの漏洩が当社の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
4. 契約者は、当サービスの契約者内部における利用者に本約款およびサービス仕様書を遵守させるものとし、当該利用者の行為に関し、一切の責任を負うものとします。

第20条（データの取り扱い）

1. 当社の責めに帰さない事由に起因して、当サービスにおけるデータが、滅失、毀損の結果発生する損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
2. 当社はデータのバックアップに関する一切の責任を負わないものとします。
3. 契約者の問い合わせに応じて、当社が契約者のデータを確認・操作した場合、その結果発生した損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。
4. 当社は、契約者に提供する当サービスに対するアクセスの状況の記録の内容を契約者に通知するサービスを提供いたしません。ただし、当サービス内で提供する機能については、その限りではありません。
5. 当社は、契約者が送受信したデータを当サービスの運営上一定期間保存していた場合であっても、かかるデータを保存する義務を負うものではなく、いつでもこれらのデータを削除できるものとします。なお、当社は本条に基づき当社が実施した措置に基づき契約者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
6. データの取り扱いに関しては、別途定める「データ取り扱いに関する特約」に詳細を定めるものとします。

第21条（データの削除）

1. 当社は、利用契約が終了した場合、契約者の事前の承諾を得ることなく、データの削除ができるものとします。
2. 当社は前項に基づく行為により契約者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第22条（ダウンロード等についての注意事項）

1. 契約者は、当サービスの利用開始に際しまたは当サービスの利用中に、ダウンロードその他の方法により必要なデータを契約者のコンピュータ等にインストールする場合には、契約者が保有する情報の消滅若しくは改変または機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社は契約者に発生したかかる損害について一切の責任を負わないものとします。
2. 契約者は、前項においてダウンロードしたデータについて自らの責任と負担において保管し、また、バックアップをとるなど必要な措置を講じるものとします。

第23条（禁止事項）

1. 契約者は、当サービスの利用にあたり、次の行為またはこれらを試みる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社もしくは第三者のプライバシー権・肖像権等の権利を侵害する行為、著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 公序良俗に反する行為
 - (5) 犯罪行為または犯罪の恐れがある行為
 - (6) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
 - (7) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、または児童虐待にあたるコンテンツを発信する行為、および児童の保護等に関する法律に違反する行為、もしくはそれに類似する行為
 - (8) 風俗営業等の規制および適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
 - (9) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
 - (10) 当社、またはその他第三者の安全を脅かす行為
 - (11) 当社のネットワーク、インターネット網、およびそれらに接続されたサーバー設備等に不正にアクセスする行為
 - (12) 当サービスの回線に著しく負荷をかける行為、それによりサーバーに負荷をかけサーバーの機能を著しく低下させる行為、または第三者に当該行為をさせる行為
 - (13) 当社、またはその他第三者に迷惑をかける行為
 - (14) 当サービスからアクセス可能な第三者の情報を改ざんし、または消去する行為
 - (15) 他人のアカウントまたはパスワードを不正に使用する行為、もしくはそれに類似する行為
 - (16) サーバー名、サーバーIP アドレス、アカウント名、またはパスワードなど当サービスの情報を当社の許可なく不特定多数の第三者に対して公開する行為
 - (17) 嫌がらせメール、または迷惑メールなどを大量に配信する行為、もしくはそれに類似する行為
 - (18) 当サービスのリサーチを目的とした行為
 - (19) 当社または当サービスの運営を妨げ、もしくは当社の信用を毀損する行為
 - (20) その他、当社が当サービスの契約者として相応しくないと判断する行為
2. 契約者は、当社から提供を受けたソフトおよびそれに関わる全ての資料等(以下「資料等」とします)に関し、次の事項を行ってはなりません。
 - (1) 契約者以外の第三者に資料等を貸与、転貸、譲渡その他の方法により利用させること。
 - (2) サービス仕様書その他により当社が禁止した事項
3. 契約者が前二項各号に該当する行為を行ったと当社が判断した場合、当社は、契約者の帰責性の有無にかかわらず、当サービスの利用停止、契約者に対する損害賠償の請求、その他当社の裁量により適切と判断する措置をとることができるものとします。また、当該措置に起因または関連して、契約者または第三者に損害が生じても、当社は当該損害について一切の責任を負わないものとします。

第24条（契約者の義務）

1. 契約者は当サービスの利用に関して当社によってその利用方法が不適切であると判断された場合には、当社の技術上もしくは運用上の勧告に従い適切な対処を行うものとします。
2. 契約者は、当サービスを利用して、法令により禁止されている行為もしくは公序良俗に反する行為を行い、または第三者にこれを行わせてはいけません。
3. 契約者は、当サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害その他一切の紛争について、契約者の責任と費用負担で誠実にこれを解決しなければなりません。

第25条（第三者に対するサービスの提供）

1. 契約者が、当サービスを利用して、第三者にサービス提供する場合は、契約者の責任をもって当該第三者に本約款を遵守させるものとします。
2. 契約者と第三者の間に損害および紛争等が発生した場合、当社は一切の責任を負わず、契約者の責任と費用負担をもって解決するものとします。
3. 前二項において、契約者または当該第三者が当社に損害を与えた場合は、契約者が当社に対してその損害を賠償するものとします。

第26条（契約の解除）

1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当しまたは該当すると当社が合理的に判断した場合は、直ちに当サービスの全部若しくは一部の利用を停止し、または利用契約を解除することができます。
 - (1) 監督官庁より事業停止命令を受け、または事業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
 - (2) 支払停止若しくは支払不能となり、または、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続若しくはこれらに類する倒産手続の開始の申立てがあった場合
 - (3) 自ら振出し、若しくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
 - (4) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
 - (5) 租税公課を滞納し、その保全差押を受けた場合
 - (6) 解散または営業停止状態となった場合
 - (7) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
 - (8) 当社に対する重大な背信行為があった場合
 - (9) 前号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当社が判断した場合
 - (10) その他、当社が契約者による当サービスの利用を適当でないと合理的に判断した場合
2. 当社は、契約者が利用契約のいずれかの条項に違反し、または契約者の責めに帰すべき事由によって利用契約を継続し難い事由が発生したときは直ちに利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
3. 前各項による解除が行われたときは、当社は契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします。また、契約者は当然に期限の利益を喪失し、当社に対して負担する債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

第27条（不保証）

1. 当社は、当サービスまたは当サービスが提携するサービスを通じて契約者が得る結果、情報等については、その完全性、正確性、確実性、有効性、安全性等につき、一切の保証をしないものとし、それによる契約者の損害についても一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第28条（免責）

1. 当サービスはセキュリティに対するあらゆる脅威に対して一切保証するものではありません。
2. 当社は、当サービスの提供により生じる結果、利用契約に従って行った行為の結果および契約者と第三者との間で生じた紛争について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、以下の事由に起因して契約者に生じた損害について、請求原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力
 - (2) 当社の設備に接続するためのインターネット接続サービスの不具合など利用者の接続環境の障害
 - (3) 当サービスの稼働環境における、第三者の提供する電気通信役務の障害
 - (4) コンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスの侵入
 - (5) 悪意のある第三者による不正アクセス、アタックまたは通信経路上における傍受
 - (6) 当社の責によらないデータの破損、消失
 - (7) 当社が製造したものではないソフトウェアまたはハードウェアの仕様・不具合・故障に起因する損害
 - (8) 通信回線、当社が製造したものではないハードウェアまたはソフトウェアの性能の低下に起因する損害
 - (9) 当社が定めるセキュリティ手段などを契約者が遵守していないことに起因する損害
 - (10) 裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分
 - (11) その他当社の責めに帰さない事由

第29条（損害賠償）

1. 当サービスの提供に関する当社の損害賠償責任は、本約款および利用契約における他の条項の定めに関わらず、請求原因の如何を問わず、契約者が現実に被った通常かつ直接の損害に限るものとします。ただし、当社の損害賠償金額は、利用契約に基づく12ヶ月分の利用料金を限度額とします。
2. 前項の範囲をもって、当社の責に基づく補償および賠償責任の限度とし、契約者の結果的損害、付随的損害、機会損失その他の逸失利益、間接損害、特別の事情により発生した損害については、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、それぞれ相手方に対し、過去、現在ならびに将来において、自己、自己の役員または従業員のいずれも、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等およびこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」とします）に該当せずかつ反社会的勢力との一切の関係を有しないこと

を表明し、保証します。

2. 当社および契約者は、自己、自己の役員または従業員について、自らもしくは第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行わず、行わせないものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損もしくは相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社および契約者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告なく直ちに利用契約を解除できるものとします。

第31条（知的財産権等）

1. 当サービスを構成または関連するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、文書、図面、ドキュメント、商標、商号等に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下「本件知的財産権」とします）は、当社に帰属します。当サービス、当サービスに関する図面、ドキュメントなどの文書は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。当社は、契約者およびその他第三者に対し、本件知的財産権の使用を許諾するものではなく、本件知的財産権についての何らかの権利または権限を付与するものではありません。
2. 契約者は本件知的財産権に関してリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変等を行ってはなりません。

第32条（権利義務譲渡の禁止）

1. 契約者は、あらかじめ当社指定の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利または義務の全部もしくは一部を他に譲渡その他の方法で処分または担保の目的に供してはならないものとします。

第33条（協議事項）

1. 本約款に定めのない事項または利用契約の履行に疑義が生じた場合は、契約者と当社の双方で協議の上、解決を図るよう努めるものとします。

第34条（準拠法・裁判管轄）

1. 本約款の準拠法は、日本国の法令とし、使用言語は日本語とします。
2. 本約款および利用契約に関して契約者と当社間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条（利用実績の公表）

契約者は、当サービスの利用を開始するにあたり、当サービスの利用実績として当社が契約者の企業名、ロゴ等を当社のウェブサイト、マーケティング資料、プレゼンテーション資料その他の宣伝・広報活動において掲載することを承諾するものとします。ただし、契約者が当該掲載を希望しない場合は、当サービスの利用開始に先立ち、または利用開始後であってもその旨を書面等で申し入れることにより、掲載を停止することができるものとします。

2024 年 6 月 6 日 制定 発効

2024 年 1 0 月 1 日 改定 発効

2024 年 1 1 月 1 日 改定 発効

データの取り扱いに関する特約

第1条（目的）

本特約は、当社が提供する当サービスのご利用に関して、利用者のデータの取り扱いについて詳細に定めるものです。利用者は本特約に同意した上で本サービスを利用するものとします。

第2条（サービス概要）

1. 当サービスは、生成 AI を利用した以下の機能を提供します。
2. 契約者画面と当社管理画面の 2 つの画面を具備しています。
3. 契約者画面では、チャット形式のユーザインタフェースを通じて生成 AI に対して指示を行い、または回答を受け取ることができます。
4. 当社管理画面では、契約者のご利用履歴の確認や契約者の登録削除等を行うことができます。
5. 当社管理画面では、特定形式のファイルをアップロードし、アップロードされたファイルからベクトルデータが作成され、ベクトルデータベースに格納されます。
6. 契約者画面において、契約者からの質問に対し、ベクトルデータを参照し、質問の回答に必要な情報を抜き出して質問とセットで回答を生成するプロンプトを組み立てるチャットボットを動かすことができます。
7. 前項の契約者からの質問内容およびベクトルデータベースから抜き出した質問の回答に必要な情報は生成 AI モデルに学習されません。

第3条（データの保管）

1. 当社は、契約者から提供されたファイルを Azure の個別サブスクリプションに保管します。
保管されたデータの機密性、完全性および可用性を確保するために、合理的な技術的および組織的対策により、保管されたデータの機密性、完全性および可用性を確保に努めます。
2. チャット履歴のデータベースは暗号化されておらず、契約者はこれを理解し承諾します。
3. 当社はメジャーバージョンアップ毎に脆弱性診断を受けるように努めますが、全ての脆弱性が完全に排除されることを保証するものではありません。

第4条（データの利用）

当社は、以下の目的で契約者のデータを利用します。契約者は、当社がこれらの目的でデータを利用することを承諾します。

- (1)当サービスの提供および運営
- (2)法令に基づく対応

第5条（データの第三者提供）

当社は、契約者の同意がある場合、または法令に基づく場合を除き、契約者のデータを第三者に提供しません。ただし、以下の場合には、契約者の同意を得ることなくデータを提供することがあります。

- (1)法令に基づく場合

- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、利用者の同意を得ることが困難である場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、契約者の同意を得ることが困難である場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、契約者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第6条（データの管理）

- 1. 当社は、契約者のデータを適切に管理し、不正アクセス、漏洩、改ざん、滅失等の防止に努めます。
- 2. 当社は、契約者のデータの保管期間を定め、その期間が経過したデータについては速やかに削除または匿名化します。
- 3. 当社は、データの管理に関する内部規程を整備し、従業員に対する教育・訓練を実施します。

第7条（データの削除）

- 1. 契約者は、当社に依頼し、当社管理画面を通じて、いつでも自らのデータを削除することができます。
- 2. 当社は、契約者からの前項の削除依頼に基づき、速やかにデータを削除します。ただし、法令等に基づき保存が義務付けられているデータについては、この限りではありません。

第8条（本特約の変更）

- 1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者の同意を得ることなく、本特約を変更することができます。
 - (1)本特約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2)本特約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2. 当社は、本特約を変更する場合には、変更の内容および効力発生日を契約者に通知します。前項第2号に基づいて本特約を変更する場合には、当該通知は変更の効力発生日の2週間前までに行います。
- 3. 第1項に定める場合のほか、当社は、契約者の個別の同意を得ることにより、いつでも本特約を変更することができます。

2024年10月1日 制定 発効

2024年11月1日 改定 発効